

公証人

公証人は、市民の生活や財産などの権利を守り、
トラブルを未然に防ぐために活躍しています。

財産

公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。

遺言

離婚

公正証書で遺言を作って、大切な人に遺産を譲ります。

会社

定款認証で、適法な会社を設立します。

老後

任意後見契約書を作って、老後の安心を保ちます。

公証制度の発展

公証制度は明治19年の「公証人規則」の制定・公布とともに成立しました。この規則はフランスの公証制度をモデルとし、オランダ法の影響も受けていました。この規則の下では公証人の権限は公正証書の作成に限定されていました。

現在の公証人法はドイツ(当時のプロシヤ)の影響を受け、明治42年に施行され、公証人規則は廃止されました。この法律は公正証書の作成とともに私署証書の認証の権限も公証人に与えました。

公証人法はその後数回改正され、現在の形になっています。昭和13年には会社定款の認証も公証人の役割になり、平成10年には宣誓認証の制度が、平成14年には電子公証の制度がスタートしました。

公証制度の目的

現在のわが国の公証制度は、私人の法律関係や私権に関する事実について、公証人が公正証書の作成、認証その他の方法でこれを証明することにより、法律関係や事実の明確化ないし文書(電磁的記録を含む)の証拠力を確保し、さらには、執行力を付与することにより、私的法律生活の安定と私的紛争の予防を図ろうとするものです。



公証人の任免等

公証人は法務大臣から任命された実質上の公務員です。

公証人は法務大臣から任命され法務局又は地方法務局に所属し、国の公務に従事する公務員であり、国家賠償法等の適用がありますが、国から報酬を受けることはなく、手数料令で定められた手数料等の収入により、役場を維持し、公証人の補助者である書記の給与等一切の費用を賄っており、その意味では自営業者であります。

公証人は裁判官、検察官又は弁護士となる資格を有する者(法曹有資格者)から任命されるのが原則ですが、この他多年法務事務に携わり裁判官、検察官等に準ずる学識経験を有

する者で、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者も任命されております。また、平成15年度の任命者から、公証人にも公募制が採用されるようになりました。

公証人法には、法務大臣は70歳に達した公証人を免ずることができる等が定められています。そして、公証人は、所属する法務局又は地方法務局の監督を受けることになっています。

全国には約500人の公証人がおり、公証人はそれぞれ50ある公証人会(「単位会」ともいう)の会員になっています。*法務局、地方法務局の管轄に対応

公証人の執務する公証役場

公証人の執務する事務所を公証役場といい、公証人は所属する法務局又は地方法務局の管轄区域内にある公証役場で執務しております。全国には、約300の公証役場があります

が、同役場では1ないし8人程度の公証人が勤務し、その他数名の書記が公証人の公証業務を補佐しています。